

Q1 勤務していた病院を退職して内科診療所を開業しますが、経理についてはとりあえず妻に担当してもらいます。経理システムを作るに際し、帳簿書類の記帳や保存についての税法上の定め、及び医療収入の会計処理について教えてください。

A

ポイント

- (1) 個人で開業する場合の帳簿書類の備え付け、取引の記録、帳簿書類の保存に関しては、所得税法上、白色申告者の場合と青色申告者の場合について規定されています。
- (2) 経理システムは所得税法等の規定を満たしたものでなければなりません。さまざまな作り方があり、各診療所によっても一番マッチする経理システムは違うといえます。効率よく簡素化されたわかりやすいものであることがポイントです。

1. 記帳、記録保存に関する所得税法上の規定

(1) 白色申告者の記帳、帳簿書類の保存

白色申告者でも、前年分又は前々年分のいずれかの年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える人は、取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を備え付けた帳簿に記録するとともに、その帳簿やその取引に関する書類を保存しなければならないこととされています。帳簿に記載しなければならない事項は、業務を次の4つに区分して規定されており（大蔵省告示）、いわゆる収支計算を行うための帳簿は最低限備え付けなければならないわけです。

(1) 売上に関する事項	(2) 雑収入など売上以外の収入に関する事項
(3) 仕入に関する事項	(4) 仕入以外の費用に関する事項

(2) 青色申告に必要な帳簿

- ① 青色申告をすると税金面のメリットが多いことから医院・歯科医院の92%は青色申告者となっていますが、青色申告者はその業務に関する一切の取引を、帳簿書類を備え付けて整然と、かつ、明瞭に記録し、そして、その帳簿書類を保存しなければなりません。

その記録の方法は、複式簿記のほか、簡易簿記の方法も認められ、簡易簿記の方法によって記帳する場合の帳簿に記載する事項は、次の表のとおりとされていますから（大蔵省告示第112号抜粋）、これらの各項目を記載できる帳簿を備え付ける必要があります。

区 分	記 載 事 項
(1) 現金出納	現金取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高
(2) 売掛金	売上先別に、取引の年月日、品名・給付の内容、数量、単価及び金額
(3) 買掛金	仕入先別に、取引の年月日、品名・給付の内容、数量、単価及び金額
(4) 減価償却資産	資産の種類ごとに、その取得の年月日、取得の相手方、数量、取得価額及びその年の年初の償却後の価額他

(5) 引当金及び準備金	貸倒引当金、特別修繕引当金のように区分して、それぞれの取引の年月日、事由及び金額その他その計算に関する事項
(6) 売上	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上げの合計金額
(7) 6以外の収入	適宜な科目に区分して、取引の年月日、事由、相手方及び金額
(8) 仕入	取引の年月日、仕入先、品名、数量、単価及び金額、仕入の合計金額
(9) 経費等の各項目	雇人費、青色専従者給与額、福利厚生費、動力費、消耗品費、修繕費、減価償却費、貸倒金、地代家賃、保険料、旅費交通費、水道光熱費、手数料、荷造運賃、広告宣伝費、公租公課、接待交際費、利子割引料、雑費等のように適宜な科目に区分して取引の年月日、事由、支払先及び金額

- ② 簡易簿記の方法にとって便利な帳簿として、青色申告用「標準簡易帳簿」がありますが、それは、①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳、の5冊で取引を記録できるようになっていますので、このようなものを備え付ければよいことになります。

2. 保険医療収入の会計処理

経理システムを作るに当たってまずやるべきことは、診療所の会計と個人の家計を区別することで、診療所の普通預金を作り、診療所の現金を用意します。

診療所の経理の特色は、一般業種と異なり、会計帳簿について特有の管理表の作成が求められます。また、収入の計上が特殊であることが挙げられ、保険診療による収入は、保険窓口収入と、レセプト請求によって社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から振り込みにより支払われる収入とがあります。

(1) 窓口収入

- ① 診療報酬の額は、診療報酬点数表に基づき、1点＝10円で計算されます。診療所は計算された診療報酬の一部を患者から自己負担として徴収しますが、これを窓口収入といいます。

窓口収入には、この保険診療報酬窓口負担分のほかに保険外の自由診療収入等もあります。

受付においては、レジの番号で、保険収入（社保、国保）、自費収入、雑収入などに収入を区分しておき、1日が終了したらレジペーパーと現金有高を突合します。そしてレジペーパーの収入区分に応じて、「窓口収入月間集計表」等にその日の金額を記入します。

- ② 窓口収入に関する帳簿としては、この集計表等と現金出納帳（他に日記帳を使用する場合もあります）ということになりますが、窓口収入をそのまま毎日銀行通帳に入金するようになると現金出納帳は必要がなく、その代わりに受付での経費の現金支払いのために小口現金出納帳を使用すると、窓口収入と経費の支払が明確に区分でき現金管理がしやすくなります。

なお、大口の支払いは、請求書ファイルより決済日を決めて、まとめて預金を引き出して支払うか、又は振込みをします。

- ③ 領収書、納品書、請求書等は、日付順や仕入先別に、レシート、日記帳は日付順に、それぞれ綴り込み（又は台紙に貼り付け）保存が必要です。

(2) 保険請求収入

- ① 保険診療の代金のうち、患者の一部負担金以外の部分は、レセプト請求により審査・支払機

関（社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会）へ請求します。

例えば、10月分については、11月8日頃の一定の日までに、レセプト（診療報酬請求明細書）を集計して提出しなければなりません。そしてその入金、社保については12月20日すぎ、国保については各都道府県によって多少異なりますが12月25日頃になります。

② 請求時及び入金時の仕訳は次のようになります。

[請求時]	10月31日	医業未収金	×××	保険診療収益	×××
[入金時]	12月20日	普通預金	×××	医業未収金	×××
		仮払源泉税	×××		
	12月25日	普通預金	×××	医業未収金	×××

* 仮払源泉税とは、社保診療報酬の入金に当たって、個人開業医について源泉所得税を天引き徴収することになっており、その処理科目です。この金額は次の算式で計算されます。

$$(\text{診療報酬額} - 200,000 \text{円}) \times 10\%$$

③ なお、社保、国保、生保、労災などの振込み決定通知書、社保、国保の診療請求書類は月順に綴り込み保存しておかなければなりません。

Q2 当病院で大学病院から当直の医師の派遣を受けることになりました。派遣される医師は決まった人ではないため、各人ごとの通勤費の実費相当額の把握が面倒なので定額で支払いたいのですが、そうした場合非課税通勤費と考えて問題ないですか。

A

ポイント

- (1) 税法上、旅費や通勤費は、病院などがそこに勤務する給与所得者に対し、業務を遂行するために必要な旅行や通勤の費用に充当する部分、つまり実費弁償的なものとして支払うものを非課税として取扱うこととされています。
- (2) 旅費、通勤費の名目で支払う場合でも、役員や従業員に対し定額のいわゆる渡し切り旅費、通勤費や、通常範囲を超えて支給するものは、実費弁償とは言えないので、非課税とはならず、給与として課税されることとなります。

1. 旅費、通勤手当についての税務上の取扱い

所得税法における旅費、通勤手当に関する非課税規定の主なものを抜粋すると次のとおりです。

① 非課税とされる旅費

給与所得者が、勤務場所を離れて職務を遂行するため旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるもの。

② 非課税とされる通勤手当

給与所得者で通勤するものが、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして受ける通勤手当のうち一般の通勤者に通常必要と認めら

れる部分として次に定めるもの。

イ 通勤のためマイカー、自転車使用者の通勤手当

片道の通勤距離に応じた1か月当たりの非課税限度額は次表のとおりです。

片道の通勤距離	限度額	片道の通勤距離	限度額
2 km以上 10 km未満	4,100 円	25 km以上 35 km未満	16,100 円
10 km以上 15 km未満	6,500 円	35 km以上 45 km未満	20,900 円
15 km以上 25 km未満	11,300 円	45 km以上	24,500 円

(注) 片道の通勤距離が15 km以上の人が、電車やバスなどを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1か月当たりの金額が、それぞれの限度額を超える場合にはその金額が限度額になります(ただし、100,000円が限度です)。

ロ 通勤のため電車やバスなどの交通機関を利用する者が受ける通勤用定期乗車券

その者の通勤に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法による通勤定期券などの価額(1月当たり100,000円を超えるときは100,000円)。新幹線鉄道を利用した運賃等も含まれます。

ハ 通勤のため電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤する者が受ける通勤手当又は通勤用定期乗車券

その者の通勤に係る次の(1)と(2)を合計した金額になります。(1か月当たり100,000円が限度です)。

- (1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額
- (2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額

2. 非常勤医師に対して支払う通勤費の取扱い

- ① 当直医として臨時に勤務する医師や、非常勤医師に対して、その通勤費用を勤務に係る給与とは別に支給している場合には、税務上、旅費に準じたものとして扱うとして解釈されているようです。その場合、非課税扱いとされる通勤費用は、「通勤について通常必要であると認められるもの」で、かつ「その通勤のために直接必要であると認められる部分」に限られることとなりますので、給与として課税されないためには実費弁償的な支給とすることが必要です。
- ② 通常の場合、非常勤医師に支払う通勤費や旅費が非課税として取扱われるのは、常勤の職員等に対して適用される旅費規程等に基づいて支給される交通費の範囲と考えられます。
したがって、「例えば、1回の勤務につき5,000円の交通費を支給」というような渡し切り通勤費は、たとえ規程を作っても給与として課税されることになるでしょう。
- ③ また、通勤費で通常必要と認められるものとは、通常の交通機関を利用した場合に必要な交通費と解されていますので、タクシー代は含まれません。したがって、タクシー代の支給は、深夜に出勤してもらおうとか、代替交通機関がないなど特別な事情があると認められる場合以外は非課税扱いにはならず、原則、給与として課税されることとなります。

やむを得ない理由でタクシーを利用するときは、医師に対してタクシーチケットを交付し、病院がタクシー会社へ代金を支払うようにするか、領収書による実費精算の形をとることががベターといえましょう。